

第2回理事会議事録

日時：平成22年9月23日(木) 13:00～18:00

場所：一般社団法人日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：中山洋子、野嶋佐由美、片田範子、太田喜久子、小泉美佐子、田村やよひ、
高橋真理、正木治恵、リボウィッツよし子、濱田悦子、小島操子（敬称略）

議長：中山洋子(代表理事)

事務局：鈴木、横田、潮、川島(記録)

I. 開会

全役員11名のうち、出席者11名、欠席者0名により、定款第30条に基づき理事会が成立することが確認された。

II. 議長選出

定款第29条により議長は代表理事の中山洋子、記録は福島県立医科大学の川島理恵で行われた。

III. 議事録署名人選出

定款第33条により代表理事の中山洋子と監事の濱田悦子とした。

IV. 議題

1. 第1回理事会議事録(案)の承認 (資料1)

第2回理事会議事録案は承認された。

2. 各規程(案)について

1)定款施行細則(案)について (資料2-1,2-2)

片田理事より前回からの修正点を中心に説明が行われ、検討の結果以下の通りとなった。

- ① 選挙管理委員会を細則に明記する必要性から、第6条(臨時委員会)第3項として選挙管理委員会の設置を明記する。
- ② 第8条(理事の人数)第2項の中で理事候補者の指名は代表理事が行うことを明記する。
- ③ 第9条(役員任期)第2項では、役員が所属大学における職位に変更が生じた場合も任期を継続できる、としており、状況によっては社員以外の者が役員となることを可能としている。役員は社員から選出することが前提であるが、本会が法人団体として安定した運営を行うためには、役員が任期満了を待たずに交替することは適当ではないため、細則案の通り役員任期は継続できることを明記する。
- ④ 細則案の中に、役員定義を明記する。

- ⑤ 第 10 条(定款施行細則の改訂)の中で、細則の改訂は理事会の決議によること、ただし会費の額の改定は社員総会の決議により行うことを明記する。

2)選挙施行までの流れについて (資料 3-3)

野嶋理事より、次年度予定の選挙までの具体的な流れについて資料に基づき以下の説明が行われた。

- | | |
|--------|--|
| 12 月 | 選挙管理委員会の設置 |
| 2 月 | 選挙管理委員会による選挙の告示（日時）、
選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成 |
| 3 月 | 理事会による選挙人名簿及び被選挙人名簿の承認 |
| 4 月 1W | 選挙管理委員会による投票用紙の発送 |
| 4 月末 | 投票締め切り |
| 5 月 1W | 選挙管理委員会による開票 |
| 5 月 3W | 開票結果と役員候補者リストを理事会へ報告 |

短期間で新役員を選出することとなり、新役員が当該年度の定時社員総会を運営することは困難になるとの意見が出された。次年度の定時社員総会時期は定款 13 条第 1 項に抵触しない範囲で、例年より遅らせるべきとの意見で合意が得られた。また、総会の準備は旧代表校が中心に担当し、当日の運営は新・旧代表校が担当するとの意見が出され、詳細は今後検討することとなった。ただし、開催時期の変更も思案に入れて、次年度の定時社員総会の日程については、可能な限り早く会員校に周知する必要があるとの確認がされた。

3)役員選出規程(案)について (資料 3-0,3-2,3-2,3-3)

野嶋理事および片田理事より役員選出規程(案)について説明が行われた。検討の結果は以下のとおりである。

(1)選挙人の資格について

選挙人の資格は、役員選出の告示(2 月頃を予定)までに認められた会員校の社員が有することとする。

(2)役員選出の最終決定について

法人法を踏まえると役員選出の最終決定は理事会が行うという立場に立つ。また、本会は、選挙以外の方法で選出される指名理事が存在するため、役員選出の最終決定は理事会が行うこととなる。ただし、理事会が役員選任案を作成する際は選挙結果を尊重すること、作成した役員選任案は社員総会に提出することとする。

(3)開票時の立会人について

開票に際する立会人は 2 名とし、立会人は、選挙管理委員会以外の社員から委員長が選出する。

(4)その他

選挙制をとることに伴い、理事の設置主体別の人数配置は規定しないこととする。ただし、会員校への説明の中で、設置主体のバランスを考慮して、理事候補者 5 名の選出を求めることとする。

4)選挙管理委員会規程(案)について (資料 4)

野嶋理事より、資料に基づき説明が行われた。

規程案では、社員の中から選挙管理委員を選出すると明記しているが、選挙人と被選挙人が選挙管理委員を担うこととなり、適切性を欠くのではないかとの意見が出された。これを受け、選挙人と被選挙人が選挙管理委員を担うという事例があるかどうか情報収集(担当：神田事務局)を行い、その結果を参考にして選挙管理委員の選出方法を検討することとなった。

5)委員会規程(案)について (資料 5-1,5-2)

中山理事より資料に基づき説明が行われた。一部文言について指摘があり、検討に基づき修正することとなった。

なお、委員会規程には各委員会に共通する事項を定めているため、各委員会が作成する規程にはそれ以外の内容について明記する事で合意が得られた。

6)専門看護師教育課程認定委員会規程(案) (資料 5-3)

野嶋理事より資料に基づき説明が行われた。

- ①現行案は、委員長が社員以外から選出される可能性を踏まえているが、この考え方に立つことの是非について検討を行った。委員長は社員が担うべきではないかとの意見が多数出された。しかし、社員の中に専門看護師教育の経験者がいない場合も想定されるため委員長の決定は理事会が行う事で合意が得られた。
- ②第 4 条(委員長)第 2 項の中で委員長を指名理事として任命することを明記しているが、委員会規程に明記すべき内容ではないため削除することとなった。
- ③委員会の運営に関する記載を第 7 条で掲載し、専門分科会に関する記載は第 8 条とすることの確認がされた。また、委員会の目的を条項として設け明記することとなった。

7)高等教育行政対策委員会規程(案) (資料 5-4)

中山理事より資料に基づき説明が行われた。

(1) 第 2 条(目的)の表現の適切性について

現行案は目的の条項のみで審議事項の条項がないため、審議事項の条項を設け、委員会の活動内容を具体的に明記すべきとの意見が出され合意が得られた。また、審議事項の明記に際しては、設置者別により大学の置かれている状況が異なることも踏まえて、今後どのように審議を進めるべきかを検討する必要があることが確認された。

(2)第3条(委員会の構成)について

「設置者別の代表者」とあるが、構成員の指名権は委員長が有するため、「設置者別代表者」という特定された表現は削除することで合意が得られた。

8)広報・出版委員会規程(案) (資料5-6)

片田理事より資料に基づき説明が行われた。

第2条(目的)の内容について検討が行われ、表現の一部を修正することとなった。また、委員会の名称が委員会の目的に対応しているか検討することとなった。

9)専門看護師教育課程認定規定(案) (資料6-1)

野嶋理事より資料に基づき説明が行われた。

審査料金の適切性について検討されたが、現段階では据え置きとすることで合意が得られた。

3.平成22年度各事業活動の経過報告

1)専門看護師教育課程認定委員会(分掌者:野嶋理事)(資料10-1)

野嶋理事より資料に基づき以下の内容が報告された。

9月4日に第1回委員会を開催し、幾つかの内容について報告、審議を行った。高度実践看護師の教育課程については、38単位を想定した教育課程の基準案の作成に向けて、分科会ごとに検討を求めた。

2)FD委員会(分掌者:正木理事)(資料10-2)

正木理事より資料に基づき以下の内容が報告された。

「若手看護学教員に求められる資質・能力獲得状況と支援およびFD活動の方向性」に関する調査を実施し、現在回収が終了し分析を行っている。調査依頼した193校のうち、承諾が得られた122校544名へ調査票を配布し、345名から回答が得られた(回収率63.4%)。今回の調査結果は、12月の日本看護科学学会学術集会で開催するフォーラムにおいて報告する予定である。

3)高度実践看護師制度推進委員会(分掌者:田村理事)(資料10-3)

田村理事より資料に基づき以下の内容が報告された。

7月6日に特定看護師(仮称)調査試行事業への参加の呼びかけを行った。現在、参加を申し出ている会員校は一定数に達しており、今後、本会の取り組みが特定看護師(仮称)の教育課程に影響を与える可能性が見えてきた。7月15日には5月の総会で提案した「特定専門看護師」の教育課程を検討するため、本会の専門看護師教育課程認定委員会の専門分科会長宛に検討を依頼した。

8月18日に開催した第3回委員会の中では、①特定看護師(仮称)を巡る情報交換、②「高度実践看護師」の定義に関する議論の継続、③専門看護師から「特定専門看護師」への移行措置について議論を行った。なお、特定看護師(仮称)の検討の先行きが不透明なことから、専門看護師を発展させた形での「高度実践看護師」教育を38単位で検討して行くこととした。

12月の日本看護科学学会学術集会において「高度実践看護師の認定における学会の役割」に関するシンポジウムがJANA主催で予定されており、田村委員長がシンポジストとして参加する予定である。シンポジウムの他、交流集会では「高度実践看護師」に関する教育内容の素案を提示し、参加者との意見交換の場を設ける予定である。

4)データベース整備・検討委員会（分掌者：太田理事）（資料10-11）

太田理事より資料に基づき以下の内容が報告された。

データベース調査の調査内容の精選と動作環境の調整に時間を要し、データベースの調査開始が10月～11月に延期となり、その旨会員校へ周知した。

また、今年度の調査が終了した後、理事会にて調査内容等の検討を行う必要性が確認された。

5)高等教育行政対策委員会（分掌者：中山理事）

中山理事より資料に基づき以下の内容が報告された。保健師教育に関する厚労省や文科省の検討が最終段階に入っており、10月上旬には各省から結論が出される予定である。この状況を受けて、本会としての見解を提示するために各会員校から意見を募りたいとの意向が示され、理事の了解が得られた。

6)国際交流推進委員会（分掌者：リポウィッツ理事）

中山理事より資料に基づき以下の内容が報告された。

来年2月韓国で予定されている第14回EAFONSへのシンポジストの依頼があり、公募を行ったところ、1名の推薦が得られた。また、WHO災害と健康危機管理に関する看護協力センターから2012年の学術集会開催に向けて協力依頼が来ている。具体的な協力の内容は今後検討することとなるが、本会として何らかの形で協力する旨を返答した。

以上の報告に対し、本会の目的を踏まえると、国レベルの要請に対応することは重要であることが確認され、WHOの依頼を受けることに対して理事の承認が得られた。

7)看護学教育評価検討委員会（分掌者：高橋理事）

高橋理事より資料に基づき以下の内容が報告された。

9月20日に第1回委員会を開催し本年度の活動計画を検討した。本年度の評価基準項目の検討は学士課程のみを対象として行い、評価項目の精選とそれに基づく実施要綱の作成

を予定している。次年度は実施要綱に基づき試行実施できることを目指したい。3月5日には北里大学白金校舎にて研修会を開催し、実施要綱の説明等を行う予定である。

従来の2大学がピアとなって行う相互評価による審査から、1大学の評価を数名の評価者が行う方法へ変更する予定である。他に、今年度は委員会の体制の整備をはかり委員会規定の作成などを行う。

4. 第1回社員総会開催について

社員総会において以下の規程案を審議することが了解された。

- 1)定款施行細則(案)
- 2)役員選出規程(案)
- 3)選挙管理委員会規程(案)
- 4)委員会規程(案)

また、会員校に対して役員選挙日程等を周知する必要性が確認された。

5. 事務局より報告

1)会計について

事務局会計担当者より以下の報告があり、了解された。

監事と会計との話し合いの結果、次年度以降の各委員会の会計業務は、基本的には神田事務局が担う。ただし、委員会の事務局が会計業務を担当する方が運営しやすいとの申し入れがあった場合は、委員会で行う。これらのことを踏まえて、会計の申し合わせ事項を作成する。

2)委員会および事務局の業務整理について

事務局庶務担当者より以下について報告があり、了解された。

神田事務局に常勤者を雇用したことに伴い、各委員会と事務局の業務担当の見直しを予定している。見直しに際して、各委員会の業務の中で神田事務局へ移行したい内容があれば提示をお願いしたい。

以上、平成22年9月23日開催の一般社団法人日本看護系大学協議会の協議内容に相違ないことを証明するため、署名捺印する。

平成23年 / 月 / 日

代表理事氏名

中山 洋子



監事氏名

濱田 悦子

